

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和4年10月31日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名：精神科病院の長期入院者に対する区委託相談員訪問支援事業委託（単価契約）

(2) 業務内容

精神科病院に長期入院している方を対象に、退院へ向けた支援や、生活イメージ作り、生活環境の調整など地域生活への移行を支援することで、本人の意思決定の機会を尊重し、本人が希望する地域生活の実現につなげ、権利擁護を図っていくこと並びに退院を後押しする病院スタッフ・地域支援者と連携し、地域移行のための体制作りを支援するなどの病院と地域の橋渡しを行うことにより地域移行を推進していくことを目的とする支援事業の実施

- ① 病院訪問前の実施調整
- ② 訪問対象病院及び病院スタッフとの事前調整
- ③ 本人との面会及び実態把握
- ④ 退院に向けた最適な地域支援者の検討及びマッチング
- ⑤ 地域の生活環境の調整
- ⑥ 病院への定期訪問
- ⑦ 動機付け支援事業との連携
- ⑧ 成年後見制度に関する対応
- ⑨ 権利擁護
- ⑩ 障害者虐待に関する関係機関との連携
- ⑪ 記録の整備

(3) 履行場所

- ① 青梅市、八王子市近辺の世田谷区民が入院する精神科病院のうち区が指定する病院
- ② 多摩市、八王子市近辺の世田谷区民が入院する精神科病院のうち区が指定する病院
- ③ 調布市、三鷹市近辺の世田谷区民が入院する精神科病院のうち区が指定する病院
- ④ 府中市、三鷹市近辺の世田谷区民が入院する精神科病院のうち区が指定する病院
- ⑤ 稲城市、町田市近辺の世田谷区民が入院する精神科病院のうち区が指定する病院

- ⑥ 受託者の事業所
- ⑦ 障害保健福祉課等その他、受託業務を実施するに当たり、区が指定する区内協力病院

※①～⑤は履行場所の目安となる例示である。

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

※但し、契約は単年度ごとに締結し、各年度における当該事業の予算配当があること及び前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

(5) 募集の単位（契約の単位）

本事業の委託契約は、区が指定する2～3病院への履行を1つの契約単位とし、5つの単位で契約の受託者を募集する。なお、「(3) 履行場所」の①～⑤を履行場所の目安として想定するが、必ずしも一致するものではない。

また、各契約単位では区が指定する2～3病院についての履行を基本とするが、2～3病院への訪問を実施し訪問の必要性及び頻度が減った場合、他の受託者が担当する区指定訪問病院以外の病院から訪問病院を追加する。訪問病院を追加した場合、契約変更を行う。

※契約単位ごとに指定する病院については、参加表明した事業者に質問回答日（11月17日）に別途提示する。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定障害福祉サービス、指定一般相談支援事業または指定特定相談支援事業のいずれかの指定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと（同政令第167条第1項において準用する場合も含む）。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税、市区町村民税、法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

提案書を評価する基準は、以下の内容について定めるものとする。

- (1) 事業趣旨の理解
- (2) 実施計画の内容
- (3) 本事業を行うにあたっての実施体制（職員の配置体制等）
- (4) 精神障害者に対する支援に関する事業の実績
- (5) 独自提案・アピール性
- (6) 苦情や事故対応等の緊急時の体制
- (7) 個人情報保護や損害賠償への対策等の危機管理体制
- (8) 事業開始までの計画性

5 手続き方法等について

- (1) 説明書の交付期間、場所および方法

①交付期間：令和4年10月31日（月曜日）から11月14日（月曜日）
午後3時まで

②交付方法：世田谷区ホームページよりダウンロード

- (2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

①提出期限：令和4年11月14日（月曜日）午後3時必着

②提出方法：メールまたはファクシミリにより送付すること。

送付先：後述の項目「7 担当部課」に記載の障害保健福祉課メールアドレス

ファクシミリ番号：03-5432-3021

（ファクシミリの場合は受理確認の連絡を必ず取ること）

- (3) 辞退方法

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、「辞退届」を提出すること。

- (4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

①提出期限：令和4年12月15日（木曜日）正午まで（必着）

②提出先：後述の項目「7 担当部課」に記載の障害保健福祉課窓口

③提出部数：原本1部、副本7部

④方法：持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 当該業務の委託契約の締結は令和5年度予算の配当を条件とし、候補者として選定された場合においても、予算の配当状況等によっては契約を締結しない場合がある。これにより受託者に生じた経費等の負担について、区は補償しない。
- (3) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定は無い。

- (4) 契約保証金は、免除とする。
- (5) 契約書の作成を要するものとする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、後述の項目「7 担当部課」に記載の障害保健福祉課窓口とする。
- (7) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 事業者からの提出物は返却しない。
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容が無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。
- (11) 本件業務を第三者に再委託してはならない。
- (12) 提出された書類の記載事項に虚偽の記載があった場合、その提案は無効とする。
- (13) 詳細は説明書による。

7 担当部課

世田谷区 障害福祉部 障害保健福祉課 障害保健福祉担当
(世田谷区役所第2庁舎3階33番窓口)

担当者：倉島、川崎

郵便番号：154-8504 所在地：世田谷区世田谷4丁目21番27号

電話：03-5432-2386 ファクシミリ：03-5432-3021

電子メールアドレス：SEA03655@mb.city.setagaya.tokyo.jp